

Ⅱ 中学校教育課程の問題

高 森 充

ここでは紀要第15集のあとを受けて、中学校教育課程の改訂に関連して、その総則編の問題点を中心に報告することにした。

現行の中学校教育課程の編成領域が「必修教科、選択教科、道徳、特別教育活動及び学校行事等」で編成されているのに対して、新課程では、従来の特活と学校行事等が特別教育活動に統合された。次の表に見られるように、必修教科、選択教科の関連を整理して、国語、数学、美術、保健体育及び特別教育活動について、年間授業時数の増加を行っている。

| 教科など | 学年 | 年間時数(増) | 現行 |
|------|-----|----------|-----|
| 国語 | 2 | 175(35) | 140 |
| 数学 | 3 | 140(35) | 105 |
| 美術 | 2 | 70(35) | 35 |
| 保健体育 | 各学年 | 125(計60) | 105 |
| 特別活動 | 各学年 | 50(計60) | 35 |

ここで、保健体育の場合、現行に比して、年間20時間の増となっているが、特別教育活動との組み合わせの問題が具体的には必要となるものと考えられる。同じように特活について、各学年15時間の増であるから、この部分は従来の学校行事等の内容の一部を予想していると考えられる。

数学、美術についての時間増は、現行で選択科目の中にも設けられていた部分を必修科目に移行したものと見てよく、現場の実態に即しているといえよう。

所で、現行で規定がなく、新指導要領で新たに規定されたものに、学業不振児に対する配慮、体育の充実進路指導の重視及び生徒指導の充実があげられる。それぞれ、たて前としてはもっともであるが、その実現のための前提条件及び現場における具体的な実施上の困難点が存在する。しかもそれらは、論争的、対立的問題でもある。

例えば、学業不振児に対する配慮について「学校において特に必要がある場合には、学業不振のため、通常の教育課程による学習が困難な生徒については、各教科の目標の趣旨をそこなわない範囲内で、各教科の各学年または各分野の目標および内容の一部を欠くことができる」（総則編参照）としている。学業不振児

に対する配慮を行ない、方法として「生徒の能力に応じた指導」の必要性は否定できない。ただ我が国においては、能力別指導のための十分な研究や条件が整っているとはいえないし、人的・物的な条件の確保が十分なされないまま、従来の観念で、或いは進路（進学）指導との関連で便宜的に行なわれてならないことはいうまでもない。イギリスのような能力別指導に偏見をもたないとされている国の場合でも、最近ではイレブンプラステストや、小・中学校における能力別ストリームに激しい批判がある。この点については所謂 streaming（固定式）の方法でなく、setting（特別な教科について、可動式のもの）による方法が適当であるといえる。後者の場合には、教職員スタッフ、施設面で十分な手当てがなされなければならないであろう。

このことに関連して、本校では、昭和43年以来、所謂学力差の拡大する教科について、特に高校を中心に論議され、一部は固定式学級の方法も試みられた。それについては、第3研究グループの報告でもふれられている。中学については、特に英語の場合、44年度から、所謂能力別ではなく、2クラスを3クラスに分割して「少人数クラスの指導」（中3対象）を行なっている。その結果については倉田教官の報告（Ⅳ）にまとめられているが、なお残された問題が多い。

他方、進路指導の重視についても、そのこと自体の重要性は誰しも否定できない。ただ、現状における矛盾が激しいだけに、ことごらの速効的解決は容易ではない。そのことが、中卒就職者の減少、若年労働力の不足問題と関連して、後期中等教育多様化への地ならしの役割に落ち入る危険をも含んでいる。

従って、中学校における正しい進路指導が行なわれるための前提に、高校自体の大学区制や、高校の種別化＝多様化の方向が改められなければならないし、学校制度のハイラーキの頂点に位置する大学のあり方、特に、大学入試制度の改革が先行しなければ、問題の根本的解決には程遠いと言わなければならない。それ故、問題は単に教育課程の改訂の領域ではなく、全教育体系自体のあり方が問われているといえる。それに対して、私達が寄与し得ることがらは限られており、問題は山積しているが、現場に可能な方法と努力を積み上げてゆく外はない。